

第 170 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 12 月 25 日(月)10:00～11:30
場 所	環境局研修会館
議 題	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議（第 3 回）
出席者 21 名	◇審査会委員：10 名 市川委員，岡村委員，川井委員，島委員，武田委員 藤原委員，楨村委員，増田委員，宮川委員，吉田委員
	◇環境局職員：11 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 中村自然環境共生課長 他 7 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。  
ございます。

ただいまから，第 170 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は，フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議を予定しています。

また，前回の審査会での決議に基づき，本日は非公開になっております。

それでは事務局，よろしく申し上げます。

【自然環境共生課長】 本日は，審査会意見書のとりまとめ審議を行いますので，決定にあたって過半数の委員のご出席をいただく必要があります。委員数 19 名に対して，現在 10 名の先生にご出席いただいております。定足数を満たしていることをご報告します。

それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 それでは議事に入りたいと思います。

事務局より意見書（案）の説明をお願いいたします。

《事務局より，意見書（案）の全体構成の説明，「I はじめに」読み上げ》

【議長】 ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】 根本的な前提が理解できていないので確認させてください。

今回のアセスの対象には、既に公有水面埋立免許が取得されている埋立行為自体も含まれるのですか。それとも埋立用材の変更だけですか。つまり埋立行為自体は我々が議論する対象になるのか、それとも浸出水による影響だけが議論の対象であるのかを理解できていません。

「はじめに」の 15, 16 行目では、「埋立の用に供される面積が 70ha 程度の廃棄物最終処分場を新たに設置する」となっており、この文章には埋立をすることについては含まれていません。つまり、普通の書き方をすれば 70ha の埋立処分場を設置するという表現になると思うのですが、埋立自体はある程度前提となっているため、取得している免許の形状で進めることに対しては意見ができないということなのかがよく分かりません。これ以降の議論、例えば潮流の問題や水質の問題にも影響するため、その共通認識を明確にさせていただきたいです。

【環境保全部長】 事業者は、埋立用材を土砂等から廃棄物に変更するだけであり、護岸については既取得の埋立免許によることとしているため、変更できないと説明しています。

事務局としては、既に公有水面埋立免許が取得されているため、埋立による潮流の変化等については過去に議論がされているものであり、埋立自体の是非を遡って議論するというのは難しいと思っています。しかし、免許の根幹に関わることでない、例えば認可の取り直しにならないようなことであれば、議論の対象になるのではないかと理解しています。

したがって、埋立により陸地の形状ができることについては、今回の議論の対象から外さざるを得ないと思いますが、埋立用材を廃棄物に変更することや護岸の構造については、公有水面埋立免許を基本としながらも、事業者側にある程度配慮していただく必要があると思っています。

【委員】 これはある程度ルールの問題です。つまり、埋立免許や、港湾計画の位置づけがどういうものなのかということだと思います。違和感があったのは、前回の事業者の説明にもあったように港湾計画で決まっているためこの場所は埋め立てなければならないとしている一方で、埋立自体は原則的には抑えなければならないというさらに上位の考え方があるということです。

この事業は、廃棄物の量によって埋立を開始する時期が左右されます。つまり、廃棄物が少なければ、埋立を開始する時期が遅れます。前回の市長意見では、廃棄物や浚渫土砂の取り扱いに関してなるべく減量すべきという意見を述べていたと思います。また、埋立処分場をつくったとしても

なるべく長期間使わなければ、再び他のところを埋め立てなければならぬこととなります。今回は、全般的にその観点が抜けているという印象があるため、影響を最小限にするというところにその観点を入れてもいいのではないかと思います。埋立の開始時期を遅らせたり、長期間使用するということが、沿岸環境への影響を軽減することにつながると考えますし、埋め立てること自体の影響の軽減を考えてほしいという意見を入れてほしいと思います。これまでの事業者の説明では、決まっていることを粛々と事務的にやるというスタンスでしたが、埋立に関してはそのスタンスは適切でないというのが個人的な意見です。

【環境保全部長】 純粹な埋立事業であれば、公有水面埋立免許で決められているものであっても、規模の縮小も検討すべきであるという意見があつて当然だと思います。

ただし、今回の事業はフェニックス事業であるため、廃棄物の埋立とともに港湾用地の建設という側面もあり、埋立面積の問題はフェニックス事業だけではなく、港湾計画の中でも位置付けられていくものであるという整理をしています。そういった前提のもと、今回はフェニックス事業という一部分のみを扱ってしまっているところが、委員のご指摘につながっているのかと思います。

ここで埋立面積の是非を議論するのはそぐわないというのは、確かに制度の問題であるという気はしています。

【委員】 廃棄物を減量し、埋立開始時期を遅らせるというのは、その上に建物をつくらなければならないという点に反するということですね。

【環境保全部長】 そうですね。廃棄物を適正に処分するという側面を持っている一方で、港湾部局の立場では早期に土地を確保し利用していくという側面もあります。

委員のご指摘は十分に理解できますが、このフェニックス事業は廃棄物処理事業だけではないという中で、廃棄物処理事業だけを議論しなければならないというジレンマがあると思っています。

【委員】 具体的な希望としては、先ほどの15、16行目について、「埋め立てて廃棄物処理場を設置する」という文言のほうが適切だと思います。しかし、今ご説明いただいたように、土地造成という側面もあるのであれば一概にそうも言えないため、他の委員のご意見に合わせます。

【環境保全部長】 少し補足させていただきます。今回の事業のアセス制度上の取り扱いについては、例えば既に造成された土地の上にクリーンセンターをつくるのと同様であると考えていただければよいと思います。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい、結構です。

【議長】 それでは案のままとさせていただきます。  
引き続き、次の説明をお願いいたします。

《事務局より、意見書（案）の「Ⅱ 意見 1 全般的事項」の説明》

【議長】 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 (3)廃棄物運搬車両の通行に関する環境影響評価については、事業者はアセスの対象外であると説明していましたよね。

【環境保全部長】 そのとおりです。

【委員】 この評価についてはアセスとは別に行うという説明があったと思いますが、それとの関係はどうなっているのでしょうか。

方法書の6-13 ページの配慮書段階の知事意見に対する事業者の回答では、「既存の搬入施設への廃棄物の輸送及び船舶の積み替え作業については、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象外ですが、広域臨海環境整備センター法に基づく基本計画を変更する際に実施する」となっています。

【事務局】 広域臨海環境整備センター法に基づいて基本計画を変更するとき、自主的に環境影響評価を行うということです。それについて確実に実施してもらうように念を押す意味で意見を述べています。

【委員】 分かりました。その上で、この意見は個別的事項ではなく、全般的事項に入れるほうがよいのでしょうか。

【環境保全部長】 確かに、念押しという意味であれば、全般的事項で述べるより、個別的事項の大気環境で述べるほうがよいかもしれません。

【委員】 効果的であると思われる場所に入れていただきたいと思います。

【委員】 搬入施設はどこにあるのですか。

【環境保全部長】 例えば神戸では摩耶埠頭に神戸基地があります。そこへ廃棄物運搬車両が入ってきて、船舶で処分場まで行きます。

【委員】 搬入施設まで含むと、事業範囲がかなり広がりますよね。

【環境保全部長】 はい、そのとおりです。

【委員】 それを承知した上でこの意見を述べているということですね。

【環境保全部長】 はい、搬入施設周辺における車両の騒音・振動や大気質への影響を評価することになります。

【委員】 実際に大石はよく渋滞しています。コンテナ船からおりたトラックが国道2号線や国道43号線に入る場所と、搬入施設に廃棄物を持ち込んでくる車両が同じ場所を通るためです。前回の審査会での事業者の説明では、遠くから廃棄物を運んでくるため、どのルートを通るのか分からないとい

う話でしたが、国道 43 号線より南側は必ず通ると思います。そういう意味で、排気ガスや渋滞、騒音等の影響が一定以上あると思います。現在も埋立を行っている処分場なので、今よりそれらの影響が急激に増えるかどうかは分かりませんが、意見として入れていてもよいと思います。

【委員】 環境への影響があるというのは分かります。しかし、アセス法や条例の対象の範囲を大きく逸脱していることを事業者に求めてよいのでしょうか。どの程度法律や条例の範囲を超えているかによって、意見の項目に入れるべきかどうか、入れるのであれば意見の述べ方も変わると思います。

また、先ほども申し上げましたが、搬入施設までの廃棄物運搬車両の通行についての環境影響評価を求めた場合、影響の範囲が非常に広がります。そういうことも考えて、審査会としてどこまでの範囲に対して意見を述べることができるのかを議論したほうがよいと思います。

【環境保全部長】 事業者は、基本計画の変更の際に環境影響評価をして住民へ説明するというご説明をされていました。そのような意思表示がされているので、あくまで念押しという意味で意見を入れました。また、「することが望ましい」とし一段階緩くした表現にはしています。

そういう意味では、先ほどの委員からご指摘があったように、全般的事項に入れるのが妥当かどうかを検討する必要があるのかもしれない。

【議長】 個別的事項に入れたほうがよいでしょうか。

【環境保全部長】 個別的事項に入れて、あくまでも事業者の意思表示に対してそれは望ましいことであるという意見としましょうか。

【委員】 ただし、個別的事項に入れたほうが意見としては厳しくなります。

【委員】 私もそう思います。

【委員】 もし個別的事項に入れるのであれば、表題をかなり具体的に書かないといけないと思います。

【環境保全部長】 おっしゃるとおり、大気環境以外にも影響が考えられます。

【委員】 騒音・振動、交通量にも影響があると思います。

【環境保全部長】 おそらく、基本計画の中で悪臭も評価していたと思います。

【委員】 そういうことを踏まえると、全般的事項へ入れたほうがよいと思います。

【議長】 それでは、このままでよろしいですか。

《異議なし》

【議長】 他にはよろしいでしょうか。

【委員】 (2)のタイトルが「異常気象時等への対策」となっていますが、問題になるのは震災や津波といったより大きな事象だと思います。どういう言葉

が適切なのか分かりませんが、「災害」というような言葉を入れたほうがよいのではないのでしょうか。また、最良の技術を採用すべきだという意見はありますが、そういう災害時にどのような二次的な災害が起こり得るかを予測してもらう必要があると思います。例えば、どれくらいの津波が来たとしても問題ないのか、あるいは、どれくらいの震災が起こっても問題ないのかを記載してもらう必要があると思います。

【環境保全部長】 護岸が破損した場合にどのような影響が想定されるのかということを検討しなさいという意味を込めて、「災害時の影響を検討するとともに」という文言を入れましょうか。

【委員】 そうですね。そのような検討があって、初めて対策を検討するものだと思います。

【環境保全部長】 「埋立廃棄物や内水が外部に流出するおそれがあることから、それらの影響を検討するとともに」というような文言にします。

表題については「災害等への対策」としてよろしいでしょうか。

【委員】 差し支えなければそうしたほうがよいと思います。

【環境保全部長】 前回の審査会での骨子案では「災害時の対策」にしていたのですが、「災害時」という表現では、委員から既に災害が起こった場合という意味になるというご指摘がありました。このため、異常気象に起因するものという意味で「異常気象時の対策」に変更した経緯があります。

【委員】 これは感覚の問題かもしれませんが、「異常気象時」に震災や津波が含まれるのでしょうか。

【委員】 では、「予測される災害等への対策」としてはどうでしょうか。

【環境保全部長】 本日は先ほどのご指摘をいただいた委員がご欠席ですので、この場でもう少し議論していただいた後、その委員と調整させていただくということでもよろしいでしょうか。

【議長】 そういうことでよろしいでしょうか。

【委員】 はい、問題ありません。

【環境保全部長】 もう一度、表題の修正案をご提案いただいてよろしいでしょうか。

【委員】 「異常気象」と「災害」の両方を並べてもよいと思うのですが。

【環境保全部長】 「異常気象・災害等への対策」ということでよろしいですか。

【委員】 はい、そうすればその後書いている「台風・地震・津波等」の中身を直接的に示すことができると思います。「異常気象」という言葉だけからは、一般的に地震や津波は思い浮かばないと思います。

加えて、住民意見にも震災や津波に対する危惧が出ていましたので、やはり明確に示したほうがよいと思います。

【環境保全部長】 それでは「異常気象及び災害時等への対策」とさせていただきます。

【委員】 その二つを並べるのであれば、「等」はなくてよいと思います。

- 【委員】 一般的には「自然災害」ではないでしょうか。「自然災害」に異常気象、台風、津波の全てが含まれると思います。
- 【委員】 「災害」ではなく、「異常気象」にした理由は何でしたか。
- 【事務局】 「災害」とは、「起こってしまった後のもの」であり、台風は「災害」には当てはまらないというようなご意見だったと思います。
- 【委員】 「災害」とすると被害があった後のことになるということですね。
- 【環境保全部長】 はい、そういうことです。
- 【委員】 そういうことであれば、異常気象、地震、津波というのを全て表題に挙げない限りは意味が通らないと思います。
- 【委員】 そうですね。
- 【委員】 少なくとも気象の中には地震は入らないでしょう。
- 【委員】 気象事典では、地震は気象の中に入っています。
- 【委員】 津波も入っていますか。
- 【委員】 津波は入りませんが、地震は入っています。
- 【委員】 そのあたりは前回の審査会でご指摘を述べられた委員と相談していただければよいと思います。
- 【環境保全部長】 今のご意見を含めてその委員ともう一度相談し、議長にご報告させていただくということよろしいですか。
- 【委員】 はい、結構です。
- 【委員】 「時」は要らないと思います。「災害への対策」でよいのではないのでしょうか。
- 【委員】 「災害への対策」というと、起こってしまった後のことを意味してしまうため、未然に防ぐという意味にしなければならぬとその委員はおっしゃったのですよね。
- 【委員】 そうです。では、「予測される災害への対策」はどうでしょうか。
- 【環境保全部長】 「予測される災害」としましょうか。災害が起こる前の対策という意味で「異常気象時等への対策」としてはどうかとおっしゃっていたと思います。
- 【委員】 「等」がついているから、それで問題ない気もします。
- 【委員】 やはり個人的には「異常気象等」という表現からは、普通の人は津波までをイメージしないと思います。
- 【環境保全部長】 それでは、この場では「異常気象及び災害への対策」という表現に一旦させていただいて、先ほどの委員にも確認させていただくということよろしいでしょうか。
- 【委員】 はい。
- 【議長】 他にはよろしいでしょうか。
- 【委員】 (4)について、先ほどの話の続きになります。

公有水面埋立免許を取得した後、色々なところで埋立が行われ、海岸地形が変わっていると思います。また、平成9年に埋立免許が取得されたときの水質の将来予測がどうであったかは分かりませんが、その時点からその周辺の水質がずっと改善されていないということは恐らく想定されていなかったのではないかと思います。

やはりこの海域の水質は問題が多いということを考慮しなければならないと思います。「現況で周辺の水質に問題があるということ踏まえて」というような文言を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【環境保全部長】 護岸構造について、事業者としては公有水面埋立免許の内容を基本とするという一点張りでしたが、神戸市みなと総局に確認したところ、詳細については直立護岸以外の可能性も含めて今後検討をしていくということでした。

ただし、その目的はあくまでも施工性や経済性の観点で検討を行うものであると聞いています。ここではあえて護岸構造を潮流への影響等に関連づけずに書いています。

【委員】 ただし、当然そこから流れ出る排水にも影響する事柄です。今回の事業によって単に構造物で潮流が変わるだけではなく、新たに負荷が加わることとなります。

【環境保全部長】 改変自体については前回の公有水面埋立免許で潮流の変化を予測し、将来の有害化学物質の量について差異はないという評価がされていたと思います。

【委員】 ただし、廃棄物を埋め立てることによって、浸出液処理水が新たに出ることになりますよね。

【環境保全部長】 はい。それについては将来予測される地形をもとに潮流予測を含めた拡散計算を行って影響が予測されます。

【委員】 浸出液処理水の排水の有無が今回の変更による大きい違いの一つだと思います。

つまり、単に土地造成をするのとは異なり、廃棄物の埋立期間中は栄養塩の排出が起こります。そういう意味で、全般的事項に周辺の水質へ何らかの影響があるため十分予測評価を行う必要があるということを入れてもよいと思います。

【環境保全部長】 それは公有水面埋立免許との関連という意味でしょうか。

【委員】 そうです。これが免許取得時から変更があった部分です。そのことと現況で水質が好ましくない環境であることから、慎重に予測評価を行ってほしいということ全般的事項で述べてもよいと思います。

【環境保全部長】 個別的事項の水環境で記載している「潮流予測を踏まえた評価」という



のでは不十分ということでしょうか。

【委員】 今の話は、どちらかというと理念的な話だと思います。

ここの水環境で書かれているのは、どちらかというと実際に完成した後の話ですよね。ここをもう少し膨らますということでもよいのかもしれませんが。あまり現況がよくない環境であるという前提の説明が弱いという印象がします。

【議長】 全般的事項で追加すべきでしょうか。それとも個別的事項でしょうか。

【環境保全部長】 先生がおっしゃっているのは、公有水面埋立免許時の想定と、今回廃棄物を埋め立てることの差異について十分考慮すべきであるということですね。

【委員】 はい、(4)の最後から2行目で「さらに」と書いてありますが、この「さらに」でなぜ「さらに」なのかが具体的に書かれていません。

【環境保全部長】 本来は、「環境保全上の観点から検討を行い」ということを書けばよいのかもしれませんが。

【委員】 ここの「さらに」は、護岸構造の話ではないでしょうか。

【環境保全部長】 護岸構造の話です。

【委員】 そうですか。

【環境保全部長】 公有水面埋立免許との関連で護岸の構造が変更できないのかというご質問があったと思います。それについて、みなと総局等に確認した結果、確かに護岸構造については公有水面埋立免許に記載されていますが、あくまでもこれは基本とするもので、詳細については今後設計していくとのことでした。その際は、神戸市から事業者へ設計が委託されることになるため、今後事業者は神戸市等と協議しながら護岸構造についての検討ができるのではないかとということから、このような意見を述べています。

特に、審査会において護岸の構造と公有水面埋立免許との関連がよく分からないというご質問が多々あったため、きちんと護岸の構造について検討を行い、その検討の結果がどうであったのかを準備書に記載してもらいたいという趣旨であえて意見を述べています。

確かに、委員がおっしゃるように公有水面埋立免許の時から埋立用材が廃棄物に変わっています。このことについては、きちんと検証していくべきであるということ、個別的事項だけでなく全般的事項でも書くべきであると思います。

その場合、この(4)の後に1項設けるか、あるいは(4)の関連として、「公有水面埋立免許時との変更を十分に検討を行い」という文言や、それに関する「予測評価を適切に行う必要がある」という文言を入れてはどうでしょうか。

【委員】 それが可能であればそのようにしてください。

- 【事務局】 それでは、事務局から修正案を読み上げます。  
「また、既取得の公有水面埋立免許の内容からの変更による環境影響を踏まえ、調査・予測・評価を適切に実施する必要がある」としてよろしいでしょうか。
- 【委員】 結構です。
- 【議長】 ありがとうございました。  
他にないようでしたら、個別的事項の説明をお願いします。

≪事務局より、

意見書(案)の「Ⅱ 意見 2 個別的事項 (1)大気環境, (2)水環境」

の説明≫

- 【議長】 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

- 【委員】 「(1)大気環境」の前半の光化学オキシダントや微小粒子状物質の話と、後半の埋立・覆土用機械の稼働に伴うSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>の話は、直接結びつかない内容です。

この意見は、光化学オキシダントや微小粒子状物質の予測を実施してほしいということではないですね。

- 【環境保全部長】 はい、そのとおりです。

- 【委員】 光化学オキシダントや微小粒子状物質の話をするのであれば、埋立に限らず大気環境に係る全ての工程について原因物質を削減する必要があるとするだけでよいと思います。

意見の後半は、建設機械の稼働による影響が懸念されるため、単に排出ガスとしてのSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>の影響を調べなさいということだけを述べたいだけだと思いますので、前半と後半は結びつかない話を並べてしまっていると思います。

意見として述べるのであれば、意見の前半の光化学オキシダントと微小粒子状物質に関しては原因物質の排出を抑制すること、後半の埋立処分場内の埋立・覆土用機械の稼働については、環境影響評価項目として選定されていないが、多くの機械が稼働する見込みであるため環境影響評価項目として選定すべきである、といった書き方にすべきだと思います。

- 【環境保全部長】 2つの項目に分けるといえるのでしょうか。

- 【委員】 はい、前半と後半は関係のない話です。このままでは、埋立・覆土用機械の稼働に伴って排出されるSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>が光化学オキシダントや微小粒子状物質の発生に影響するためにその予測をなささいということになってしまいます。

さらに申し上げますと、後半の埋立・覆土用機械の稼働に伴うSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>の予測については、アセス法に関する主務省令で参考項目に選定されていません。方法書の7-9ページに環境影響評価項目の選定表があります。「土地又は工作物の存在及び供用」の「埋立・覆土用機械の稼働」欄の「窒素酸化物」や「いおう酸化物」は網掛けがなく、参考項目ではありません。参考項目でないということは、通常はその影響は想定されないということです。それに対し、ここでこのような意見を述べるということは、この事業が一般的な事業とは異なり、建設機械が多く稼働することが判明したため対応を求めるということになります。つまり、建設機械の稼働が何台ぐらいで、それが通常の事業よりも多いのかどうかということを事業者を確認しなければならないと思います。

【委員】 この意見は、私が前回の審査会で申し上げたことを反映していただいたものだと思います。

方法書の3-6ページに、大気質調査結果の推移のグラフがあり、これによると、全ての物質の濃度が平成14年度頃から高くなっており、2期処分場の工事が始まる時期に一致しています。そのため、3期処分場の工事についても、調査が必要ではないかということを上申しました。

このグラフについて事業者へ質問した際に、事業者は明確に答えなかったのですが、後から事務局に確認してもらったところ、平成14年度から六甲アイランド内の測定地点が交通量の多いところに移ったということでした。私が事業者へ質問した際に、それを明確に答えてもらっていれば問題は解決していたのですが、事業者は確かに2期処分場の工事開始と大気汚染物質濃度の増加が一致しているという答え方でした。そうであれば、3期処分場でもきちんと予測しないといけないという話になったのだと思います。

【委員】 2期処分場の事後調査について、神戸市は把握されているのですね。

【環境保全部長】 はい。

【委員】 先ほどの委員がおっしゃったように、2期処分場の事業が始まったために大気汚染物質濃度が増えたという評価をしているのですか。

【環境保全部長】 そのような評価はしていません。

【委員】 おそらく、測定地点が変わったために数値が上がっただけで、事業による影響はほとんどないという評価をしているのですよね。

【環境保全部長】 はい、そうです。

【委員】 上がったといっても環境基準より低いいため、あまり重視はされていないと思います。

【環境保全部長】 今、委員がおっしゃったように、上がったことについての評価はしていません。

- 【委員】 事業者に対して、参考項目にないものを求めるのであれば、それなりの根拠を示す必要があります。
- 【環境保全部長】 そうすると、「予測・評価の実施」ではなく、「埋立・覆土用機械の稼働に伴う窒素酸化物と硫黄酸化物についての抑制策を検討する必要がある」という意見のほうがよいでしょうか。
- 【委員】 おそらく埋立・覆土用機械の稼働についての窒素酸化物、いおう酸化物の影響が環境影響評価項目として選定されていないため、追加で実施すべきという意味で意見を述べられたのだと思うのですが、埋立・覆土用機械の稼働に限定せず、全般的な内容で意見を述べればよいのではないのでしょうか。
- 【議長】 それではどのようにしましょうか。
- 【委員】 埋立・覆土用機械の稼働の調査・予測を強く求める理由があるのでしょうか。
- 【環境保全部長】 強く求めてはいません。「望ましい」としています。
- 【委員】 参考項目でない項目についての評価を求めている理由が今までに議論されているのであれば、その理由を書いたうえで調査・予測・評価をなさいと述べるべきだと思います。
- 【環境保全部長】 前々回の審査会において、方法書の3-6ページにあるように二酸化窒素等の濃度についてそれほど顕著に下がっていない状況にある中で、建設機械や覆土用機械が相当量動くため、これについて調査・予測・評価をしたほうが望ましいという議論になりました。
- 【委員】 そのときはそういう議論でした。
- 【委員】 そうであれば、「建設機械の稼働台数を明らかにし、環境に影響が生じるおそれがあれば、SO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>の調査・予測・評価を実施する必要がある」というような書き方にすべきだと思います。
- 【環境保全部長】 分かりました。
- 【委員】 前半は全般的な意見として、光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質であるSO<sub>x</sub>やNO<sub>x</sub>の排出を抑えるため、実行可能な範囲で最良の技術を採用することという指摘にし、後半の意見と分けて書けばよいと思います。
- 【議長】 前半部分は、全般的事項に移すということでしょうか。
- 【委員】 それでも構いません。
- 【環境保全部長】 あるいは、「可能な限り抑制する必要がある。」として、その後に「また、埋立処分場内の埋立・覆土用機械の稼働の状況を明らかにし、必要に応じ、窒素酸化物及び硫黄酸化物について調査・予測・評価することが望ましい。」とすることでいかがでしょうか。
- 【委員】 「必要に応じ」という言葉が入っていればよいと思います。

- 【議長】 それでよろしいでしょうか。
- 【委員】 はい。
- 【議長】 「水環境」に関する意見はどうでしょうか。
- 【委員】 アの最後に、水の汚れや水質に関することだけを書かれていますが、既存の2期処分場は藻場が発達しているということを事業者自身も報告しておられます。今回これと隣接する場所に3期処分場が建設され、かつ、浸出液処理水が新たに増えるため、周辺の藻場や海生生物への影響も予測・評価していただいたほうがよいと思います。「望ましい」のレベルでもよいかもしれませんが。
- 【環境保全部長】 それは「水環境」に入れるべきでしょうか。
- 【委員】 今申し上げた内容は「動物・植物・生態系」に関することですので、次のところで結構です。
- 【議長】 「水環境」はこれでよろしいですか。
- 【委員】 はい。
- 【議長】 他になれば、次の「動物・植物・生態系」のご説明をお願いします。

《事務局より、

意見書(案)の「Ⅱ 意見 2 個別的事項 (3)動物・植物・生態系、(4)景観」  
の説明》

- 【議長】 先ほど委員が言われた意見を入れましょうか。
- 【委員】 外来種の後でも前でも、どちらでもよいと思います。
- 【議長】 どちらがよろしいでしょうか。
- 【委員】 前のほうが直接的でよいと思います。
- 【議長】 それでは、それを加えていただきたいと思います。
- 【環境保全部長】 「水の濁り及び水の汚れによる周辺の藻場等の生態系に対する影響について調査・予測・評価を適切に実施すること」という内容を入れます。
- 【議長】 他にはないでしょうか。
- 【環境保全部長】 もう一度最初から読み上げをさせていただきます。

《事務局より、意見書修正案の読み上げ》

- 【議長】 これでよろしいでしょうか。
- 【委員】 先ほどの(1)大気環境の前半の意見ですが、「排出を抑制する必要があるため、最良の環境保全措置を採用する必要がある」としていただいたほうがよいと思います。
- 【事務局】 それでは読み上げます。「光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因

物質である窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出を抑制するため、実行可能な範囲で最良の環境保全措置を講じる必要がある。」としてよろしいでしょうか。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【事務局】 (2)水環境の部分ですが、ここだけ「ア」と「イ」に分けていますが、他の項目の書き方と合わせ、「ア」と「イ」を削除してよろしいでしょうか。

【議長】 よろしいでしょうか。

これでよければ、この修正内容で後日、私と事務局で細かい部分を精査して、環境影響評価審査会の意見としたいと思います。

よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございます。

それでは、これで審査会意見書とさせていただきます。

それでは、本日の資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回の審議は、非公開としてご検討をいただきましたが、意見書（案）につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、一旦非公開とさせていただきます、審査会意見の公表後に公開させていただくことにしたいと存じます。

【議長】 ただいま事務局から提案があった件について、確認をお願いいたします。

今回の審議資料は、事務局からの提案のとおり取り扱いとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございました。それでは、事務局の提案のとおりとさせていただきます。

本日の審議についてはこれで終了いたします。

なお、今後の予定について事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回取りまとめていただきました意見書につきましては、後日、審査会意見として神戸市に対しご提出いただきたいと思います。と存じます。

本意見書を受けて、市長意見書を作成し、事業者に送付いたします。

それでは、これもちまして本日の審査会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。